

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO.2 2020年10月4日 発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

### 申第2号「規程の訂正時間に関する 再申し入れ」に対し会社回答 **余り時間で規程の訂正はやりきるこ とはできない！「労働時間として措 置している」などとはいえない！！**

10月1日、申第2号「規程の訂正時間に関する再申し入れ」について会社から窓口回答があり、地本は幹事間で議論を行いました。

乗務員の規程の訂正に関しては、そのための労働時間が確保されているとはいえ、時間外で各乗務員が自己の時間で作業しているのが実態であり、地本はこの問題に取り組んできました。訂正後の確認を管理者が個々にチェックすることについては、指導訓練の中で確認するよう改善させていただきましたが、訂正作業が適正に労働時間内で行われるまでにはなっていません。

準備報告時間の中で規程の訂正はやりきれないし、折り返し加算時間は細切れで発生するので訂正作業などできないのが実態です。このような現実を突きつけて申し入れましたが、会社は「労働時間として措置している。作業時間は確保している」と突っぱねました。一方、「規程は携帯品として貸与している」から「乗務員が自ら規程を修正すべきである」と回答しましたが、これはまさに詭弁であり、ならば会社が責任を持って訂正を行い貸与すべきです。また、指導訓練内で規程の訂正作業を行うとか、作業のための超勤を指示するべきなのです。

今後も、地本は適正な労働時間が確保された業務が行えるようさらに申し入れを重ねるなど取り組んでいきます。

以下回答です。

1. 準備時間で具体的に何をやるのか？やらなければならないのか？を明らかにすること。

**回答：準備報告時間に行う事は、就業規則の第 88 条において「準備報告時間は一勤務の始業時の準備及び終業時の報告整理のための時間とし、次の各号に掲げる時間を通常の作業実態に応じて算定の上、乗務行路表に指定する」として定められている通りである。**

2. 出勤時刻の遅くても 30 分前に出勤している現状がある中、規程の訂正などできる状況にないことは明白である。規程の訂正を行うためにそれ以前に出勤することは、新たに超勤になると考える。会社の見解を明らかにすること。

**回答：乗務員勤務は始業時の準備報告時間において、決められた仕業が終わると、所定労働時間における余り時間が毎勤務ごとに発生している。また、列車の遅延等に対応するため、行先地において折り返し加算時間を設けている。**

**規程類の訂正作業は、準備報告時間に定められた就業規則第 88 条第 1 号（ア）に規定されている、携帯品の準備に該当し当該時間において行うべきものだが、仮にその時間内に間に合わなかったとしても、折り返し加算時間で作業を行うことができるので、所定労働時間の範囲で十分対応が可能である。従って、所定労働時間を超えた作業を要する指示をしていない場合は超過勤務対応とならない。**

3. 会社が「期間内に訂正することが望ましい」としているように、乗務員勤務の性格上一律に全ての乗務員が期間内に訂正することは不可能である。期間内に規程の訂正がされなくても問題はないのか？業務指示違反とはならないか？規程とはそのように軽いものなのか？会社の見解を明らかにすること。

**回答：施行日までには訂正が終わっているのが望ましい。ただ、仮に規程類の訂正が施行期日までに完了されていなくとも、それを理由として直ちに乗務できないこととなるものではない。施行期日以降の最初の乗務から改正後の規程類が確認できるよう、期日までに完了されていることが望ましい。**

4. 会社は「折り返し加算時間で訂正できる」「毎勤務ごとに発生するその余り時間の積み重ねで対応できる」としているが、出先の休憩室で規程の訂正をしている乗務員はいない。当直の前で訂正作業を行い、管理者はそれを見ている。この事実を会社は把握しているのか明らかにすること。

**回答：規程の訂正を何処で行うかまで、会社で指示するものではない。また、出先の休憩室で規程の訂正をしている乗務員がいないからできないということではなく、労働時間として措置しており作業を行う時間を確保している。**

5. 会社は「規程の訂正作業は準備報告時間について定められた就業規則

88条第1号(ア)に規定されている携帯品の整備に該当し、当該時間に行うべき」としているが、その根拠を明らかにすること。

**回答：準備報告時間について定められた就業規則第88条において、始業時の内容の一つとして点呼時間があり、ここに携帯品の整備及び点呼時に必要な準備を含む、と規定されている。この携帯品については、運転士であれば運転士作業要領第1章共通指導事項の第13「携帯品」第14「貸与品携帯品の管理」、車掌であれば車掌作業要領第1章共通指導事項第13「携帯品」に明確に定められている。**

その中には例えば運転取扱実施基準規程のような規定も含まれている。よって運転士作業要領、車掌作業要領及び就業規則第88条がその根拠となる。

6. 会社は以前「規程の要する時間は、訓練に盛り込んでいない」と、明確に回答した。しかし、JR東海労が申し入れを行った途端に「全ての乗務員に対して、より確実な確認をする」とし、訂正したかどうかの確認を訓練で行うようになったことの経緯を明らかにすること。

**回答：規程類の訂正内容の確認を訓練時間内に行うことで、すべての乗務員に対して、より確実な確認を実施するためである。**

7. そもそも規程の訂正を乗務員がやるべきことなのか？乗務に必要なとの認識であるならば、会社が責任を持って訂正すべきではないのか？会社の見解を明らかにすること。

**回答：現状として、運転士であれば運転士作業要領第1章共通指導事項の第13「携帯品」第14「貸与品携帯品の管理」、車掌であれば車掌作業要領第1章共通指導事項の第13「携帯品」において規定を携帯品と定めており、これを運転士携帯端末が貸与されていない状態であっても確認できるよう個人に貸与しているため、乗務員が自ら規程を修正すべきである。**

8. 規程の訂正時間に限らず、現場で働く社員の不利益になるような会社の施策については、これからもそれを是正するよう追求していく。会社は、労働協約に基づき団体交渉を開催すること。

**回答：労働協約に則って適切に判断する。**

以上